

Ⅲ-2 長野県中小企業融資制度 (主なもの)

資金名	融資対象者	資金使途	融資限度額
経営健全化支援資金	経営安定対策 ①セーフティネット保証5号・7号に該当する方 ②売上、収益性の減少により事業活動に支障を生じている方	設備 運転	経営安定対策と特別経営安定対策の合計で 設備 6,000万円 運転 8,000万円
	特別経営安定対策 ①セーフティネット保証1～4号・6号・8号に該当する方 ②売上、収益性の減少により事業活動に著しい支障を生じている方 ③連鎖倒産の防止のための資金と必要とする方 ④東日本大震災復興緊急保証又は危機関連保証を利用する方	設備 運転	
	災害対策 暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害により被災し、市町村長等の災証明書等を受けた方	設備 運転	3,000万円 3,000万円
信州創生推進資金	創業支援 ①現在事業を営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有している方 ※2 ②創業した日から5年未満である方 ③分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から5年未満の会社	設備 運転	3,500万円 ※2 2,000万円 ※2
	小規模企業向け 事業発展のために資金を必要とする小規模企業者の方で小口零細企業保証を利用する方 (小規模企業者：従業員が20名(商業・サービス業5名)以下の企業)	設備 運転	設備・運転の合計で 2,000万円
	事業展開向け ①新しい技術・製品・サービス等の研究開発・事業展開を行おうとする方(経営革新計画、経営力向上計画の認定者等) ②事業転換又は新分野進出により経営の多角化を図ろうとする方 ③AI・IoT・ロボットに関連した研究開発・事業展開を行おうとする方 ④AI・IoT・ロボットを用いた設備を導入し生産性向上を図ろうとする方 ⑤既存事業を譲り受けようとする方、事業承継後5年未満の方	設備	1億5,000万円
		設備	3,000万円
		設備	1億5,000万円
	地域活性化向け ①商店街の空き店舗に出店しようとする方又は出店後1年以内の方 ②県産品を製造し、地場産業の活性化を図ろうとする方 ③観光施設の整備により、観光地の活性化を図ろうとする方 ④障害者、高齢者等に配慮した施設整備を行おうとする方 ⑤からだに優しい食品(機能性表示食品など)を製造する方	設備	1億5,000万円
設備		3,000万円	
企業立地向け ①工業団地に工場等の新設又は移転等を行おうとする方 ②ICT産業等立地助成金の事業認定を受け、事業用施設の新設又は移転等を行おうとする方 ③工業団地内の工場等に新たに1千万円以上の設備を導入しようとする方 ④県外から県内に本社機能の移転を行おうとする方	設備	3億円	
	設備	1億5,000万円	
	設備	3,000万円	
	設備	3,000万円	
次世代産業向け ①環境・エネルギー関連分野、健康・医療関連分野・次世代交通関連分野に対し、これから事業転換又は新規参入を図る方、若しくは、事業転換又は新規参入後5年未満の方 ②上記①のうち航空宇宙産業に係る製品、医薬品・高度管理医療機器・管理医療機器を製造し試作開発から資金回収まで相応の期間を要する方 ※3 ③再生可能エネルギー発電(太陽光発電を除く)を行う方	設備	1億円	
	設備	3,000万円	
	設備	1億5,000万円	
	設備	5,000万円	

◎長野県信用保証協会の保証料については、長野県・長野市から一部もしくは全部の補給(補助)があります。ただし、中小企業振興資金は全額自己負担です。(4月1日現在)

融資期間	返済方法	利率(年)	保証人	担保	申込先
10年 7年(借換は10年 ※1)	月賦 (据置期間1年)	1.9%	原則として、法人の代表者以外は不要	必要に応じて徴する	商工会
10年 7年(借換は10年 ※1)		1.6% ④は1.3%			
10年(建物等は15年) 7年		1.1%			
10年 5年	月賦 (据置期間1年)	1.1%		必要に応じて徴する 創業等関連保証、創業関連保証を利用できる場合は、3,500万円まで無担保	
5年	月賦 (据置期間6ヵ月)	1.9%		必要に応じて徴する	
10年(建物等は15年) 7年	月賦 (据置期間1年)	1.7% ③④は1.4% ⑤は1.1%			
10年(建物等は15年) 5年	月賦 (据置期間1年)	1.7% ②のうち伝統的工芸品を製造する方、⑤は1.4%			
15年	月賦 (据置期間3年)	1.4%			
10年(建物等は15年) 7年	月賦 (据置期間2年) 月賦 (据置期間1年)				
10年(建物等は15年) 7年	月賦 (据置期間2年) 月賦 (据置期間1年)				
15年(建物等は18年) 12年	月賦 (据置期間5年)	1.4%			

資金名	融資対象者	資金使途	融資限度額	
新事業活性化資金	防災・安全対策向け	①事業用建築物の耐震診断・耐震補強・機械等の転倒防止を図ろうとする方	設備 1億5,000万円	
		②旅館業を営む方で、宿泊施設の防火安全対策を講じようとする方 ③石油製品が貯蔵された地下タンクの流出事故防止対策を講じようとする方 ④事業継続計画（BCP）の策定又は事業継続計画に基づく対策を講じようとする方	運転 3,000万円	
	節電・省エネ対策向け	省エネルギー・節電支援保証を利用し、節電・省エネルギー対策のための設備の設置、改造又は修理を行おうとする方	設備 運転の合計で 5,000万円	
海外展開向け	県内に本社機能を有する方で、海外へ事業展開を図ろうとする方	設備	1億円	
		運転	3,000万円	
経営改善サポート資金	経営サポート会議による検討や中小企業再生支援協議会等の支援を受けつつ策定された事業再生計画の実施をする方等で、事業再生計画実施関連保証を利用する方	設備	設備・運転の合計で	
		運転	1億5,000万円	
再生支援資金	①中小企業再生支援協議会等の支援を受けて事業再生計画を策定した方で、金融機関等の支援が得られている方	運転	5,000万円	
	②法的な再建手続きを行っており、金融機関等の支援が得られ、事業再建に合理的な見通しが認められる方で、事業再生を目的とした保証を利用する方			
中小企業振興資金	一般枠	経営の安定又は合理化のために資金を必要とする方	設備 1億円	
			運転 5,000万円	
	短期継続融資枠	恒常的に必要となる運転資金を継続して調達しようとする方 ◇恒常的に必要となる運転資金 (正常運転資金) = 「売上債権 + 棚卸資産 - 買入債務」 ◇返済期日に正常運転資金の範囲内で借換申込が可能な資金	運転	3,000万円
	流動資産担保枠	運転資金を必要とする方で、流動資産を担保とした保証を利用する方	運転	5,000万円
	しあわせ信州創造枠	上記3枠を利用する方で、次のいずれかの制度の認証又は認定を受けた方 ・「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証 ・「消防団協力事業所表示制度」認証 ・「健康経営優良法人認定制度」認証		

融資期間	返済方法	利率(年)	保証人	担保	申込先
10年(建物等は15年)	月賦 (据置期間2年)	1.9%	原則として、法人の代表者以外は不要	必要に応じて徴する	商工会
7年	月賦 (据置期間1年)				
10年	月賦(据置期間2年)	1.6%			
7年	月賦(据置期間1年)				
10年(建物等は15年)	月賦 (据置期間1年)	1.9%			
5年					
15年	月賦 (据置期間1年)	1.6%			
10年 ※4	金融機関所定 (据置期間1年)	金融機関所定			
7年(建物等は15年)	金融機関所定 (据置期間1年)	2.1% (1年以内は1.8%)			
5年(借換は10年)	金融機関所定 (据置期間6ヵ月) (借換は据置期間1年)				
1年	一括	1.8%			
1年	金融機関所定	1.8%			
		上記の利率から ▲0.2%			

- ※1 保証料補給のある既存県制度融資の借換が可能
- ※2 新規開業予定者は設備・運転の合計で2,000万円を超える場合同額の自己資金が必要
- ※3 ②のうち航空宇宙産業及び次世代自動車関連産業に係る製品を製造する方は進出後の年数を問わない
- ※4 ②のうち事業再生円滑化関連保証を利用する場合、貸付期間3年以内(据置期間なし)